

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 南三陸町志津川字沼田 56 番地 2 氏名 南三陸町長 佐藤 仁 印 (復興事業推進課)		※手数料欄
開 發 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城県本吉郡南三陸町志津川字西田 169 番 4 ほか (別紙参照)
	2 開発区域の面積	15,612.81 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	別紙のとおり
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 9 月 2 日
	6 工事完了予定年月日	平成 26 年 9 月 30 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	該当なし
	9 その他必要な事項	農地及び森林は復興協議会に譲る
	※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。  
 3 ※印のある欄は記載しないこと。  
 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。  
 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設 計 者	日本ピックコンサルタント株式会社 正岡 和繁
住 所	仙台市青葉区国分町 3-1-11
T E L	022-263-3605
F A X	022-263-3606

## 別 紙

志津川字西田 169 番 4、149 番 5 の一部、163 番 3 の一部、166 番の一部、168 番 6 の一部、  
169 番 1 の一部、170 番の一部、163 番 3 地先の道の一部、169 番 1 地先の道の  
一部、169 番 4 地先の道の一部

### 工事施行者住所氏名

宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目 3 番地の 12

株式会社 太田組

代表取締役 太田陽平

### 予定建築物等の用途

- 1 一戸建ての住居
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するもの。
- 3 診療所兼用住宅
- 4 旅館兼用住宅
- 5 漁業用住宅
- 6 集会所
- 7 ゴミステーション

## 様式第5号（第4条関係）

## 設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		宮城県本吉郡南三陸町志津川字西田 149番5の一部、163番3の一部、166番の一部、168番6の一部、169番1の一部、170番の一部、163番3地先の道の一部、169番1地先の道の一部、169番4地先の道の一部、西田169番の4						
設計の方針		防災集団移転促進事業に伴う戸建住宅団地の建設を目的とした造成工事である。 造成計画は、現況地形上一部盛土地盤となるが、宅地用地部は原則切土地盤とし、雨水排水は法尻部及び道路側溝等から、下流の蛇王川へ放流する。土質は、表層部は強風化砂岩、下層部は風化砂岩が分布している。						
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ⑤ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	ロ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用途地域等	指定なし				
工区分	宅地造成工事規制区域	内 	その他					
工区区分		工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計	
		地名及び地番						
		面 積	15,612.81m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	15,612.81m <sup>2</sup>	
開発区域の土地の現状	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	道 路	計	
	面 積	- m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	14,402.52m <sup>2</sup>	300.47m <sup>2</sup>	909.82m <sup>2</sup>	15,612.81 m <sup>2</sup>	
	割 合	- %	- %	92.25%	1.92%	5.83%	100%	
	所 有 者 別	自己所有	賃収予定	他人所有	そ の 他	計		
	面 積	1,210.29m <sup>2</sup>	14,402.52 m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	15,612.81m <sup>2</sup>		
	割 合	7.75%	92.25%	- %	- %	100%		
土地利用計画	土 地 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		そ の 他	計
	面 積	一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広 場	緑 地	防火水槽
		6,270.00 m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	322.46 m <sup>2</sup>	2,982.84m <sup>2</sup>	476.40 m <sup>2</sup>	4,507.34 m <sup>2</sup>	45.96m <sup>2</sup>
	割 合	40.2%	- %	2.1%	19.1 %	3.0%	28.9%	0.2%
区画設定計画	区 画 数	最 大 区 画 面 積			最 小 区 画 面 積		区 画 の 平 均 面 積	
(住宅) 区画	19	330.00m <sup>2</sup>			330.00m <sup>2</sup>		330.00m <sup>2</sup>	
上水道施設	① 公営水道 口 簡易水道 ハ 専用水道 ニ そ の 他	消防水利施設	イ 消火栓 ロ 貯水池 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計	
					19戸	0戸	19戸	
				計画人口	67 人	人口密度	46 人/ha	

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 (そ の 2)

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の状況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	接続道路	6.0m	125.15m	829.53m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	1号区画道路	6.0m	266.71m	1,622.09m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	2号区画道路			531.22m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
広場	広場1			476.40m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
緑地	緑地1			924.67m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地2			1,013.56m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地3			205.21m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地4			417.36m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地5			1,435.98m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地6			137.76m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地7			338.19m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
	緑地8			34.61m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
防火水槽	公共施設1			45.96m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし
その他	公共施設3(排水路)			931.41m <sup>2</sup>	南三陸町	南三陸町	なし

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
公益的施設1(集会所)	322.46m <sup>2</sup>	南三陸町	
公益的施設2(通路)	76.40m <sup>2</sup>	南三陸町	
給水施設(Φ75)	362.50m	南三陸町	

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。  
 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画図 S=1:1000

